

資料4-2

持ち時間の形態を「個人」としている政令市(5市)・千葉県の比較

市名	川崎市	新潟市	浜松市	広島市	熊本市	千葉県
一般質問の開催日数	6・12月定例会 (2回)	各定例会 (4回)	各定例会 (4回)	各定例会 (4回)	各定例会 (4回)	各定例会 (4回)
	各4日 (年間8日間)	各4日 (年間16日間)	各2日 (年間8日間)	各3日 (年間12日間)	各5日程度 (年間20日程度)	3.5日又は4日 (年間15日間)
発言時間 (各定例会ごと) ※年間で持ち時間を 設定している市等は なし	1人30分程度 (答弁含む)	1人60分以内 (答弁含む) ※質問は30分以内	1人30分以内 (答弁含まず)	1回目30分以内 2・3回目各10分以内 (答弁は含まず)	1人120分以内 (答弁含む)	1人30分以内 (答弁含め1時間以内)
質問者数 (定例会ごと)	人数制限なし	人数制限なし	人数制限なし (年間1人1回)	3～6人の会派 1人 7～12人の会派 2人以内 13～18人の会派 3人以内 19人以上の会派 4人以内 ※3人未満の会派は議長の 許可を得て質問できる。	1定例会12人まで (原則年間1人1回)	議運で決定した各会派 別定例会質問者数年間 計画に基づき割当て (年間1人1回)